

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都公害防止資金貸付け等に関する規則等の
一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 13 年 1 月 5 日・東京都規則第 2 号

1 概要

< 東京都公害防止資金貸付け等に関する規則の一部改正 >

中央省庁等改革基本法（平成 10 年 6 月 12 日法律第 103 号）の
施行（省庁再編）により環境省が設置されたことに伴い、規定を
整備したものである。

具体的には、規則第 2 条（用語の定義）第 12 号（排出ガス規制）
中の表記を次のとおり改正した。

環境庁長官が定める 環境大臣が定める

2 施行期日

平成 13 年 1 月 6 日

3 問い合わせ先

環境局環境改善部計画課収納担当係

直通電話 03（5388）3448

都庁内線 42 - 318